



成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和 6 年 8 月 2 日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

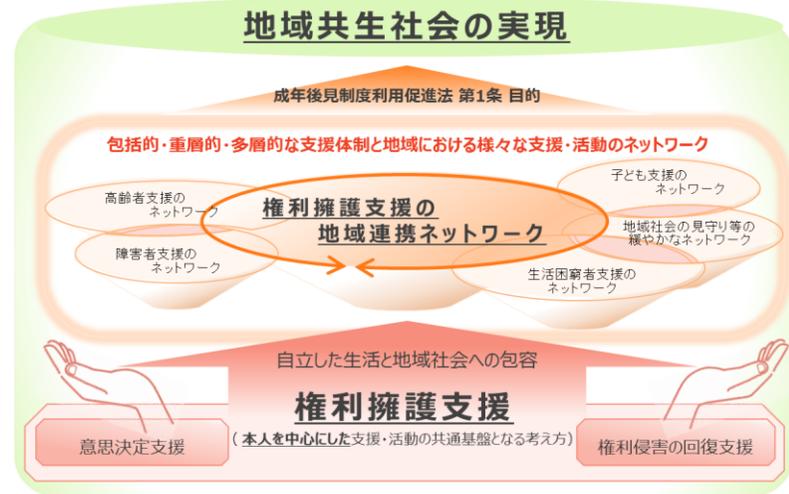
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との
連携の推進及び同事業の実施体制の強化

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可
- 【令和5年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

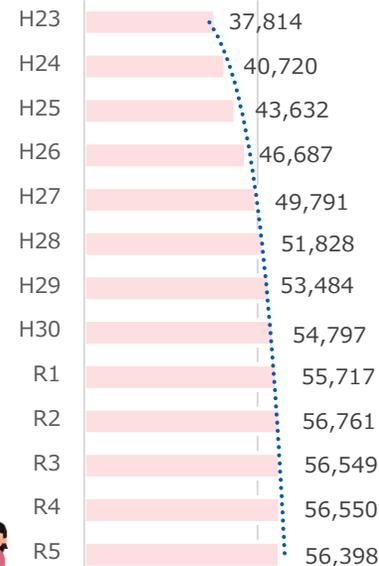
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知
「見守り」

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



日常生活自立支援事業に関する第二期成年後見制度利用促進基本計画の記載

○令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「総合的な権利擁護支援策の充実」の一翼として、日常生活自立支援事業と**成年後見制度等との連携の推進と実施体制の強化**が盛り込まれている。

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・ 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。

課題

一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

課題への対応

- ・ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。
- ・ また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。
- ・ さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。
- ・ 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

日常生活自立支援事業 「日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法に関する周知」

○ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。

令和2年度社会福祉推進事業『日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業』

➡ 本事業で策定した役割分担チェックシート及びその活用の留意点等を周知。



	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 （一つだけではなく、複数を選択することがありうる） 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認	
法的保護が必要	<input type="checkbox"/> 親族や知人等に預貯金等、財産等を搾取されている	<p>★通報は義務 虐待、搾取については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。</p> <p>★緊急対応を優先 消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。</p> <p>★孤立感への支援 孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業による支援 <input type="checkbox"/> 成年後見制度（法定後見）による支援
	<input type="checkbox"/> 消費者被害にたびたび遭っている		<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談	
	<input type="checkbox"/> ヤミ金融・消費者ローン・株等を自分の意思ではなく、言われるままに契約してしまう		<input type="checkbox"/> 法テラスへの相談	
			<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談	

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシートについて

- 左側の「状態（本人に生じた課題）」にチェックが付いた場合、真ん中の「検討ポイント」について考えてから、右側の「該当しうる対応手段」を検討していく、という使い方。地域によって、対応できる手段が違っていることが想定されるため、協議会等でチェックシートの様式について検討してから使用することを想定して作成。
- **役割分担の整理をする際には、いろいろな事例を用いてチェックをどう付けるのか、どういう点に迷うのか、関連諸制度の担当者が話し合っていくことが大切**である。
- 細かい場合分けの基準をつくるよりも、定期的に担当者がシートを用いて本人と話し合いをしていくことで、共通認識が形成される。
- 本来は使いたかったサービスや制度が使えないといった「目詰まり」が起きている場合や、どこにもつなぎ先がない事案がある場合について、「どのような社会資源が必要なのか」を話し合っていくことで、新たな社会資源のあり方を話し合っていくことにもつながっていく。

日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討及びその結果に関する周知」

- 生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、**日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知**するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

令和4年度社会福祉推進事業『権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業』

- ① 他法他施策との関連での日常生活自立支援事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化、② 日常生活自立支援事業の**効果的・効率的な実施方策の検討**に関する調査研究を実施。その成果物（手引きや記録様式等）について、都道府県社協や市町村社協等へ周知する予定。

権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業の成果物

成果物

- ・ 「日常生活自立支援事業実施の手引き」、「概要」、「記録様式」の整理・見直し・補強

成果物作成にあたっての着眼点

- ① **他法他施策との関連での同事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化**に向けて
 - ・ **地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制や仕組み等の構築・強化**：権利擁護支援を必要とする人の増加及び担い手不足を見据え、**他の関連諸制度との連携が促進されるようなアセスメント・計画・評価を重視する事業フロー（PDCA）、仕組み等**を検討する（「日常的金銭管理」、「意思決定支援」、「地域社会への参加」等の重視）。
- ② **日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討**に向けて
 - ・ **業務負担軽減策の検討**：市町村社協、都道府県社協が直面している**業務負担の軽減に向けた検討**を行う（様式、システム、紙での保管、都道府県社協や全社協への報告項目の不統一等）。



- 「日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式」を提案(以下の様式については見直し・補強を提案)。
 - ①相談申込・受付票、②サービス利用申込書兼個人情報取扱同意書、③アセスメントシート、④契約締結判定ガイドライン
 - ⑤支援記録、⑥モニタリングシート
- 契約締結までの時間短縮、利用希望者の意思尊重及び専門員の業務効率化等を目的に、「契約締結判定ガイドライン」の実施対象、項目、実施方法等を整理し、提案

令和5年度社会福祉推進事業『日常生活自立支援事業の適正かつ効果的な利用に関する調査研究事業』

【調査研究事業の目的】

①金銭管理等が必要な者を適切に利用につなげる観点、②不適切な利用を是正する観点、③サービス利用後にIADLや認知機能が低下（回復）した場合に、成年後見制度その他の適切なサービスへの移行を促せるようにする観点等から、先行する類似研究の調査・評価手法も参考に、現に日自を利用している者や日自の利用を希望する者の生活行為その他の遂行能力を観察・評価した上で、日常生活自立支援事業の利用の必要性を判断する評価スケールを開発し、権利擁護支援を必要としている人がその残存能力・置かれた状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

検討委員会における議論を踏まえ、まずは精度の高いスケール開発のための下準備として、支援対象者像を明確にするための調査を実施し、令和4年度社会福祉推進事業の成果物であるアセスメントシート、支援記録、モニタリングシート等の様式に新たに項目を追記した。

解説 「アセスメントシート」(表面)

アセスメントシート (表面) のフォーム。No.、訪問日、担当者、フリガナ氏名、生年月日、性別、住所、TEL、本人の状況、判断能力の状況、本人の状況、生活保護、収入源、財産等の状況、本人の強み、趣味、生活の意向、希望などを含む。

利用者のケアプランや課題の整理・分析様式、障害分野の支援プログラム等の添付情報に書かれている場合にはそれを参照することとし、全てを記入しなくても良い欄として作成しています。

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人を対象とした事業です。人の場合には、別の支援の方法の検討を促します。

どのような支援を必要としているかだけでなく、本人の強み、大切にしていること、好きなことなど、ストレングスの視点で確認し、今後の支援を組み立てます。

本人の生活への希望は、本人に直接確認して記入します。親族がいる場合には、本人の親族への思いも聞き取っておく、その後の支援において、参考とすることができます。

解説 「アセスメントシート」(裏面「IV」、「V」)

本事業の支援の前に必要な支援や、他の手段でのニーズ解消の可能性を確認し、日常生活自立支援事業のサービス提供の妥当性を見極める欄です。ここにチェックがした場合には、日常生活自立支援事業の利用ができないということではありませんが、いったんは契約を保留し、チェックのついた支援を優先すべきことを検討してください。

IV. 日常生活自立支援事業以外の支援の必要性・可能性。その他の支援の必要性、日常生活自立支援事業以外の支援による課題解消の可能性、消費生活センターへの相談、障害者総合支援法の自立生活援助サービスの利用、生活困窮者自立相談の家計改善支援の利用、ケアマネジャー、相談支援事業等の連携による、意思決定支援、生活保護 CW との役割分担の確認、生活保護の被保護者家計改善支援、依存症の回復支援、金融機関の自動送金サービスの利用、その他。

手元に現金があるとすぐに使ってしまうような利用者への支援の、利用者の手元にある通帳への一週間ごとの送金額を決めて、金融機関の自動送金サービスを使って支援をしている実態があります。

生活保護受給者で、判断能力があるものの、支出を抑制できず手元に現金があるとすぐに使ってしまうという人の場合、「被保護者家計改善支援事業」の利用がふさわしいと考えられます。もしも地域で被保護者家計改善支援事業の実施がなく利用できない場合でも、生活保護 CW との役割分担の確認を必ず行いましょう。また、依存症の回復支援へのつながりが必要かどうか、必ず検討しましょう。

アルコール依存やギャンブル依存などにより支出抑制ができない利用者については、本事業のサービス提供だけでは依存症そのものへの対応は不十分です。精神保健福祉センターや保健所などの医療機関や、当事者によるピアサポート、回復支援団体など、依存症の回復支援につながりましょう。

② 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施
(新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定
支援の検討/都道府県単位での新たな取組の検討)

持続可能な権利擁護支援モデル事業 モデル事業の概要等及びこれまでの実施実績（令和4・5年度）

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

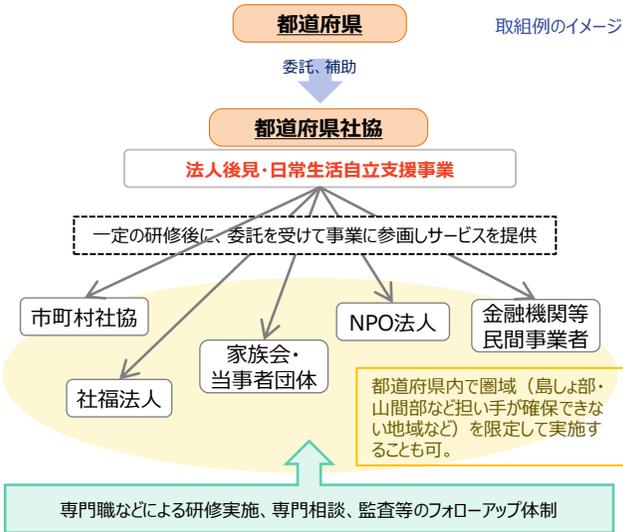
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



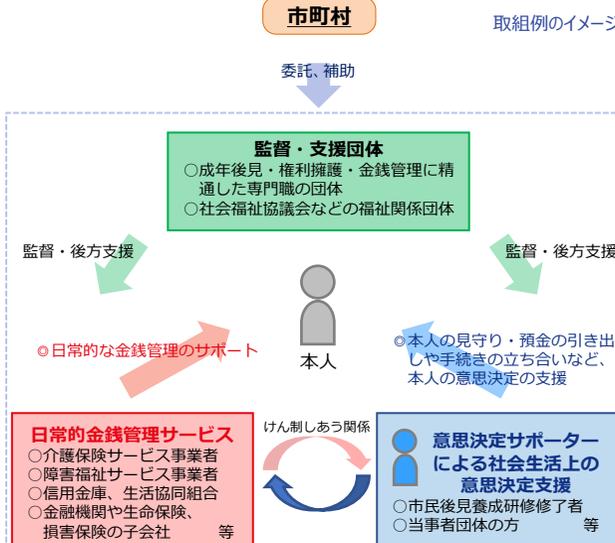
【R4実施自治体】 静岡県、取手市

【R5実施自治体】 静岡県、京都府、宮崎県

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理等適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】

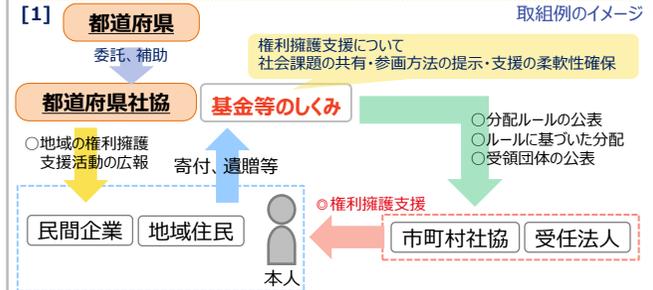
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

【R5実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

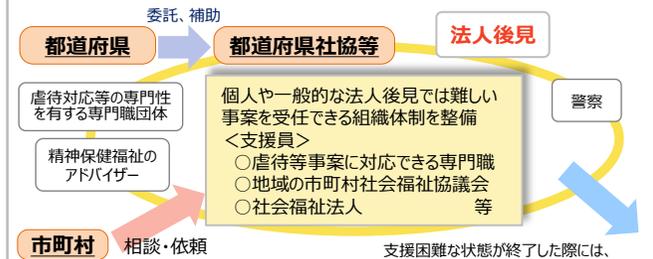
民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】 長野県

【R5実施自治体】 -

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】 -

【R5実施自治体】 -

持続可能な権利擁護支援モデル事業

「持続可能な権利擁護支援モデル事業研修」の実施（令和5年度）

○ モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて、事業の実効性を高めることなどを目的として以下の内容を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料の作成

(1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料

(2) モデル事業の事業者等*を対象とする研修カリキュラム・資料 *日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた研修の実施

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて実効性を高めること

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）＋後日オンデマンド配信（R6.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等

日程	オンデマンド	R5.12.6 モデル事業テーマ②	R5.12.8 モデル事業テーマ②	R6.1.17 モデル事業テーマ③-1	R6.1.18 モデル事業テーマ① テーマ③-2
申込者数	—	395名	396名	268名	335名
狙い	・持続可能な権利擁護支援モデル事業の全体像の理解	・モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解		・寄付等による多様な主体の参画を促すモデル事業テーマ③-1の理解、普及啓発	・法人後見の実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③-2の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> 『テーマ①概要 法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間企業等の参画を促す取組』 『テーマ②概要 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組』 『テーマ③-1概要 寄付等による多様な主体の参画を促す取組』 『テーマ③-2概要 支援困難な事案に都道府県等が関与する取組』 	<ul style="list-style-type: none"> 『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』 『意思決定支援の実践～豊田市報告～』 実践報告（パネルディスカッション形式） 	<ul style="list-style-type: none"> 『身寄りのない方への支援について～最近の動向をふまえて～』 『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』 『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践』 『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理』 『事業者・意思決定サポーターへの支援～成年後見制度へのつなぎも意識しながら～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『ファンドレイジング等多様な主体の参画を促す取組～』 『モデル事業からの発展～寄付による地域福祉の推進～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』 『実践報告と「法人後見の手引き（案）」経過報告』

持続可能な権利擁護支援モデル事業

「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策等調査事業」（令和5年度）の概要

- 総合的な権利擁護支援策の構築に向けた検討に資するため、モデル事業実施自治体等連絡会の開催やアンケート調査を通じて、モデル事業実施自治体等における実践事例の把握（意思決定支援の確保策の把握を含む）、当該取組の拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を行うことを目的として実施。

重点支援自治体から聞き取った主な課題

- 市町村の取組関係：金融機関から、第三者による預金引き出しについて理解・協力が得られない。監督・支援団体の役割をイメージしにくい。
- 都道府県の取組関係：法人後見の担い手として、社会福祉法人等の参画、かつ、法人の後見実務担当者の育成、サポートが必要。特に過疎地域では、成年後見制度の担い手の確保・育成が困難なため、都道府県社会福祉協議会が法人後見を受任し、過疎地域の町村社会福祉協議会と協働して後見に取り組む体制構築が必要。寄付を集め、都道府県内の権利擁護支援団体に分配する取組が広がらず、都道府県が取り組む有用性が理解されにくい。

実施自治体等連絡会

【目的】モデル事業の円滑な推進に向けて、自治体間における取組状況についての情報交換・共有・意見交換等を行うこと。

【対象】モデル事業実施自治体、モデル事業に関心のある自治体等 【開催】全7回実施（5月、7月、9月、11月（2回）、1月、2月）

【参加状況】12モデル事業実施自治体、11事業関係者（社会福祉協議会等）〔関心自治体や社会福祉協議会等の参加登録状況 30自治体、10団体〕

※令和4年度は、6月～3月開催。原則、毎月第3金曜日10時～（全11回実施）

- モデル事業の取組を広げるため、自治体やモデル事業への関与が期待される事業者等へ、取組状況等の情報発信を目的とした「重点支援自治体取組報告会」も開催。（参加状況：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等 1,013人）

都道府県の取組推進に向けた寄付等のあり方に関する検討

（取組推進に向けたポイント等）

- ・寄付等の仕組みの公平性、中立性、透明性を担保するための工夫（委員会等の設置、都道府県の参画による公平性・中立性の担保、運営基準や要綱策定、寄付の分配や団体選定のルール公表等により透明性の担保）
- ・ファンドレイジングやロジックモデルの活用

都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）

- ・法人後見の実施に当たって必要となる準備や体制整備、検討事項等について整理した手引き案（法人後見を受任した法人が、身上保護など後見業務の一部を委託する「業務委託型」を想定）を作成（令和6年度、実践を踏まえて成案とする予定）。

(参考) 持続可能な権利擁護支援モデル事業 二期計画中間検証の準備に関するWGの開催状況 (令和4・5年度)

WG名	① 総合的な権利擁護支援策の検討WG	② 成年後見制度の運用改善等に関するWG	③ 地域連携ネットワークWG
主査	山野目委員	新井委員	上山委員
論点	総合的な権利擁護支援策の検討に関すること	適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること	対応困難事案に関すること
令和4年度開催実績	第1回 令和5年1月16日 ・モデル事業参加自治体報告	第1回 令和4年9月27日 ・報酬実情調査について ・成年後見制度利用支援事業による助成の仕組みと概算要求について ・民事法律扶助の仕組みについて	第1回 令和4年9月2日 ・中核機関や市町村に寄せられる後見人等に関する対応困難な相談の内容及びその対応について
		第2回 令和4年11月8日 ・海外の報酬決定と報酬助成の仕組みについて	第2回 令和4年10月31日 ・専門職団体や家庭裁判所に寄せられる後見人等に関する対応困難な相談の内容及びその対応について ・機関間の連携方策について
		第3回 令和5年2月21日 ・成年後見制度利用支援事業に関する研究事業の中間報告について ・報酬実情調査について	第3回 令和5年1月30日 ・後見人等に関する相談に関する中核機関・市町村・専門職団体・家庭裁判所の役割及びこれに応じた対応フロー等の整理について
令和5年度開催実績	第2回 令和5年6月27日 ・モデル事業参加自治体報告 ・金融庁報告	第4回 令和5年7月27日 ・適切な報酬の算定に向けた検討の方向性について ・成年後見制度利用支援事業を全国で適切に実施する方策の検討の方向性について	第4回 令和6年2月19日 ・中核機関や市町村、専門職団体による試行結果及び裁判所における取組状況について
	第3回 令和6年2月1日 ・モデル事業参加自治体報告		

③ 今後の対応

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の在り方検討会議

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年度末：中間的な論点整理

令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

本検討会議での議論の視点（案）②

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

③ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

④ その他の論点について

■ その他

- ・ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

第1回検討会議における主な構成員意見（総合的な権利擁護支援策関係）

- ・ 民法改正と歩調を合わせて網羅的な権利擁護の仕組みを整備する必要がある。支援の穴を開けないがキーワード。日常的金銭管理等に民間事業者の参入を認める場合には、利用者の経済的搾取を防ぐため、悪質な事業者を排除する体制を整えることが肝要。高齢者等終身サポート事業を含めて単なるガイドライン規制にとどめず、より強力な規制行政の側面を充実させていくべき。
- ・ 裁判所が法定後見の開始・終了を適切に判断するためには、地域における後見以外の支援策の実情について、法定された機関から裁判所が情報を得ることができる体制を整備することが必要。民法改正後の法定後見制度の適正な運用を担保する司法と行政の連携強化の観点から、社会福祉法改正によって、中核機関を段階的に法制化していくことがよいのではないか。
- ・ 第二期基本計画やモデル事業の成果を踏まえ、司法と福祉の連携による福祉側の司令塔の役割、即ち中核機関の位置付けの検討、モデル事業の成果を踏まえた日常生活自立支援事業の拡充と、社会福祉法の規定の見直し、もしくは新たな総合的な権利擁護支援策の事業化を検討していくべき。
- ・ 日常生活自立支援事業の導入後、体制強化がされてきていない。成年後見制度の見直しに伴う総合的な権利擁護支援策の充実に向けた議論は、日常生活自立支援事業の見直しとも一体的に行い、権利擁護支援策としてどうあるべきかということをしっかり議論できればと思う。
- ・ 成年後見制度の大幅な見直しが見込まれる中、福祉制度でどのようにカバーするかは重要な課題。これまで法整備が十分なされてこなかった分野であり、今回はその端緒として制度づくりを行う。段階的に法整備を進めていくことを視野に入れて良いと思う。
- ・ 社会福祉法は、元々、社会福祉事業法としてスタートしており、基本的に特定の福祉事業を行うものに対する事業法の立て付けとなっていて、一定の活動を行う広く民間全体を含めた事業者に対する規制法の立て付けとはなっていない。このため、例えば、悪質な民間業者に対する規制など、社会福祉法の中だけで行うのは困難を伴う面がある。日常的な金銭管理や本人の意思決定支援を通じて、どのように福祉の分野で本人をサポートしていくかを検討していくことになる。

意思決定支援の浸透について



意思決定支援の浸透

各種ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方の整理（令和4年度）

- 各種ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方について整理した資料「LIFE～意思決定支援の基本的考え方～」を作成した。

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人が、お互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



06

L I F E
意思決定支援の基本的
考え方（抜粋）

3 実践と原則

意思決定支援の原則

①

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

②

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

③

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します



16



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

※解説動画もあり

意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」 [所要時間：34分]



(参考) 意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要について

出典：令和4年度成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業において作成した成果物から一部抜粋

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれの ために?	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスを必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年被後見人 ●被保佐人 ●被補助人
だれに?	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人等	●成年後見人 ●保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員等
どのような ときに?	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為＋付随した事実行為の場面
どのような 方法(姿勢)で?	チーム＋本人の環境調整＋本人による決定の支援	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明・実現支援	チーム＋適切な情報提供＋本人による決定の支援	同左	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明支援 ※実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている
本人の 意思確認が 難しいときは?	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 ※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記	推定意思の尊重＋本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

意思決定支援の浸透

「後見人等への意思決定支援研修」等の実施（令和4・5年度）

①基礎研修・応用研修

基礎研修にて「意思決定支援の基本」を学び、その後の応用研修において、事例等を活用しつつ、意思決定支援の考え方等を演習形式で学ぶことができる構成としている。

②都道府県担当職員・アドバイザー向け研修

意思決定支援に関する各種ガイドライン（※）を学ぶとともに、意思決定支援に関わる相談事例への対応方法について学ぶことができる構成としている。

※「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

③後見人等への意思決定支援研修

意思決定支援の基本的な考え方を中心に講義・演習を実施。都道府県においても同研修が実施できるように構成。

研修名	①基礎研修・応用研修	②都道府県担当職員・アドバイザー向け研修（意思決定支援研修担当対象）	③後見人等への意思決定支援研修
主な対象	市区町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県、都道府県社会福祉協議会等の職員、都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）	・親族後見人、市民後見人、専門職後見人 ・市区町村、都道府県、中核機関等において意思決定支援に関わる関係者
内容	<基礎研修> ・意思決定支援の基本（講義180分、演習180分） <応用研修> ・意思決定支援の考え方と実践（講義60分、演習370分）	・各種意思決定ガイドラインについて（講義200分） ・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修ポイント（130分） ・意思決定支援に関わる相談事例への対応（120分）	・意思決定支援の基本的考え方 ・意思決定と代行支援 ・後見事務における意思決定支援 ・各種ガイドラインの関わり 等
受講者数	3,471名（R4：1,815名、R5：1,656名） ※令和元年以降延べ7,419名	556名（R4：312名、R5：244名） ※令和元年以降延べ856名	1,073名（R4：539名、R5：534名） ※令和2年以降延べ5,751名

意思決定支援の浸透

「各種周知・広報活動」「情報発信」の実施（令和4・5年度）

⑥ 成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」の運営

成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の取組拡大のサポートをすることを目的としたポータルサイトの運営を通じ、意思決定支援に関する特集ページの開設、各種資料・動画の掲載を行い、浸透に努めている。

⑦ 成年後見制度利用促進ニュースレターによる情報発信

成年後見制度利用促進に関する最新の動向や各自治体における取組、FAQ等について掲載しているニュースレター形式を通じ、意思決定支援についても、情報発信を行っている。

⑧ 各種周知広報活動の実施

成年後見制度利用促進に関するパンフレット・小冊子の作成、インターネットバナー広告の実施等を通じ、意思決定支援に関する浸透に努めている。

⑥ ポータルサイト

⑦ ニュースレター

⑧ 各種広報活動

参 考 資 料

①令和6年度予算の概要 (総合的な権利擁護支援策・意思決定支援関係)

令和6年度当初予算 11.4億円 (8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク(※)づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度(民法)の見直しに向けた検討+総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況 (R5.4.1時点)

・市町村による中核機関の整備 1,070市町村 (61.5%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置 35都道府県 (74.5%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、**法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進**を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、**金銭管理が必要な者の将来推計**を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和6年度当初予算 0.8億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和5年4月1日現在 22都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

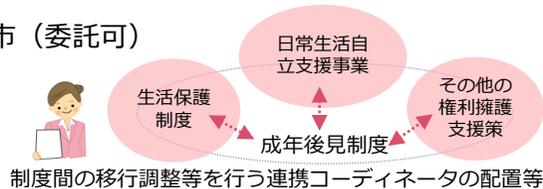
<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 73自治体 (令和5年度)



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

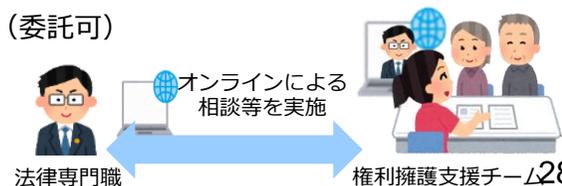
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 13自治体 (令和5年度)



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援を受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 41自治体 (令和5年度)



新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和6年度当初予算 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

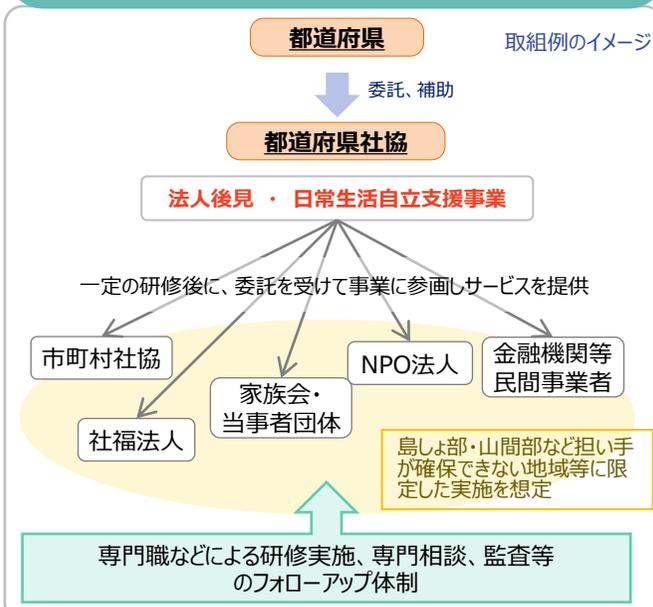
（実績） 12自治体（令和5年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

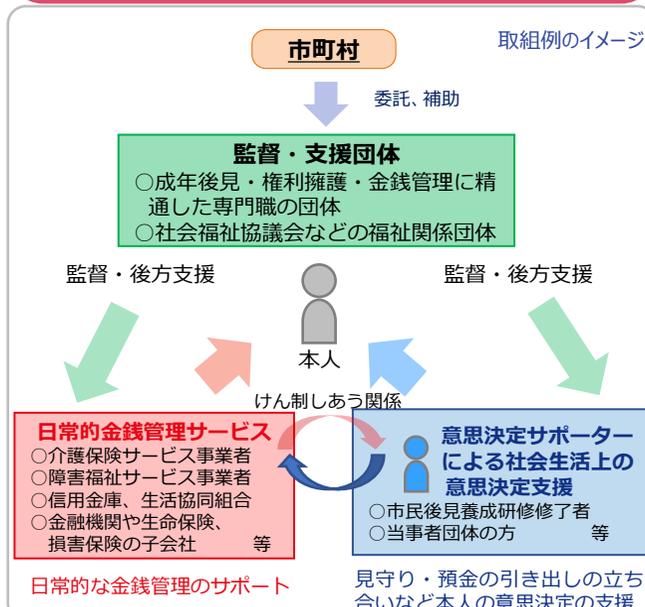
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



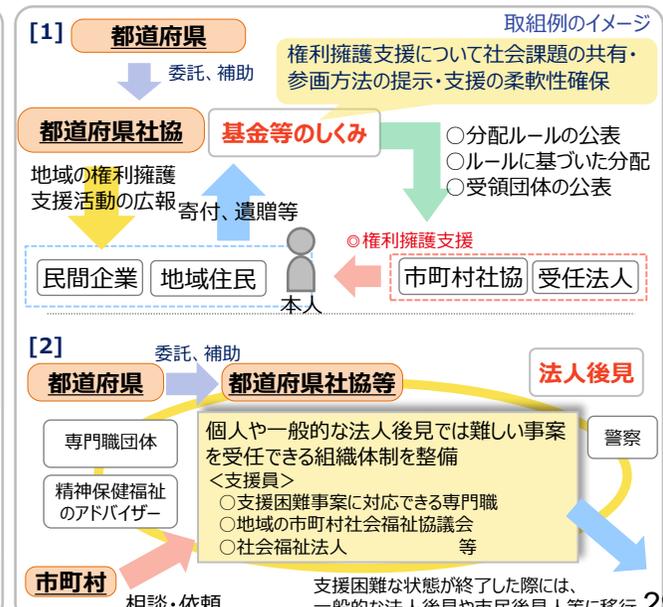
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和6年度当初予算 1.0億円の内数 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



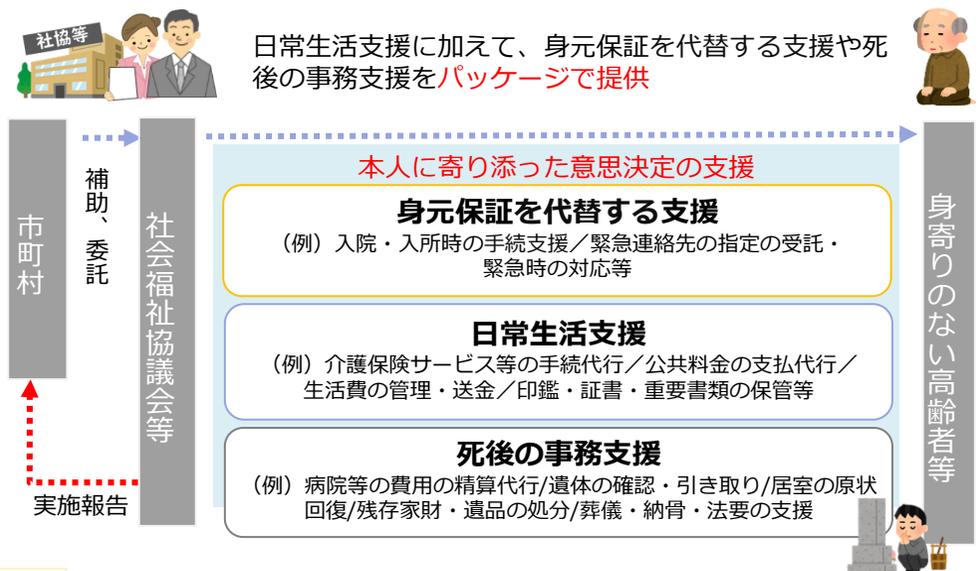
単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

②第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄) (総合的な権利擁護支援策・意思決定支援関係)

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。
- 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。
- 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- 多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。)、公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。
- そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求め、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。
- また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。
- 身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がいらないことを前提と

②第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄) (総合的な権利擁護支援策・意思決定支援関係)

した医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

③ 都道府県単位での新たな取組の検討

ア 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- ・ 法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。
- ・ 国は、各地域(例えば、都道府県単位)で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

イ 公的な関与による後見の実施の検討

- ・ 虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(1)本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、民法(明治29年法律第89号)第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。)や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。

そのため、以下の取組を行う必要がある。

① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

- ・ 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- ・ 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職のアドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体における専門的助言についてのオンラインのしくみの活用支援などを行う。
- ・ 専門職団体は、4(2)④のとおり、専門職に対する研修等を実施する。

②第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄) (総合的な権利擁護支援策・意思決定支援関係)

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方や本人を支援する関係者によって構成されるチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選好や価値観を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要がある。
- ② 様々な分野における意思決定支援の浸透
 - ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月31日厚生労働省)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月厚生労働省)、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班)等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある。
 - ・国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する。その上で、国や、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。
 - ・地域住民への意思決定支援の浸透においては、市民後見人の果たす役割も大きい。したがって、国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。
 - ・意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。
 - ・家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた必要な対応を図ることが期待される。